国　民　年　金

▶姫路年金事務所（☎079・224・6382）　▶国保医療年金課（☎64・3240）
▶新地域振興課（☎75・0253）　▶揖地域振興課（☎72・2523）　▶御地域振興課（☎322・1451）

11月30日（いいみらい）は「年金の日」です

●ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録を基に、さまざまな条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧いただくか、姫路年金事務所にお問い合わせください。

日本年金機構ホームページ（ねんきんネット）　https://www.nenkin.go.jp/n_net/

10月分　国民年金保険料

▶口座振替日　11月30日（月）
定額1カ月　17,920円
付加つき　18,320円

現金納付の方、スマホ決済の方もお忘れなく、11月30日（月）までに納めてください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます

国民年金保険料は、全額が所得税および住民税の社会保険料控除の対象になります。

控除の対象となるのは、令和8年1月から12月までの納付額全額で、過去の年度分や追納した保険料も含まれます。

また、ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その保険料も併せて控除が受けられます。

なお、社会保険料控除を受けるためには、令和8年中に納付した国民年金保険料の額を証明する書類の添付が必要です。

このため、日本年金機構から次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者に送付されますので、年末調整や確定申告の際にご使用ください。

	対　象　者	送付方法	送付時期
①	令和8年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方	郵送	令和8年10月中旬から下旬にかけて順次
②	①のうち、「ねんきんネット」で事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付	令和8年10月から11月上旬にかけて順次
③	令和8年10月1日から12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方（①の対象者を除く）	郵送	令和9年1月下旬
④	③のうち、「ねんきんネット」で事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付	令和9年2月上旬

控除証明書に関する問い合わせ先

●ねんきん加入者ダイヤル（☎0570-003-004）
※050から始まる電話でおかけになる場合は、☎03-6630-2525をご利用ください。

●受付時間　月～金曜日：8時30分～19時
第2土曜日：9時30分～16時
※土・日・祝日（第2土曜日を除く）、12月29日から1月3日まではご利用いただけません。

皆さんの意見をお聞かせください　パブリックコメントを実施

「第3次たつの市子どもの読書活動推進計画（素案）」

子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく「第2次たつの市子どもの読書活動推進計画」が終了するに当たり、社会情勢の変化への対応やこれまでの取り組みなどを踏まえ、今後5年間を見据えた「第3次たつの市子どもの読書活動推進計画」の素案を作成しましたので、意見を募集します。

閲覧・募集期間　11月10日（火）～30日（月）

閲覧・提出場所　社会教育課、各総合支所地域振興課（8時30分～17時、土・日曜日、祝日を除く）、各図書館（10時～18時、休館日を除く）　※市ホームページにも掲載

意見を提出できる方　●市内在住または在勤、在学の方　●市内に事務所または事業所を有する方　●本市に納税義務のある方　●意見募集の対象案件に利害関係のある方

意見の提出方法　閲覧場所に設置または市ホームページ掲載の意見書様式に記入の上、持参、郵送（当日消印有効）、ファックスまたはメールで提出

問い合わせ先
龍野図書館（☎62・0469、Fax62・3455、メール tatsuno_lib@city.tatsuno.lg.jp、〒679-4165 龍野町本町57-1）
新宮図書館（☎75・3332、Fax75・2896、メール shingu_lib@city.tatsuno.lg.jp、〒679-4311 新宮町宮内75-1）
揖保川図書館（☎72・7666、Fax72・7271、メール ibogawa_lib@city.tatsuno.lg.jp、〒671-1621 揖保川町正條354-1）
御津図書館（☎322・1007、Fax322・1007、メール mitsu_lib@city.tatsuno.lg.jp、〒671-1331 御津町岩見315-6）

「たつの市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）」

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、市議会の個人情報の保護に関する条例の罰則規定を改正する必要があり、条例の一部を改正する条例（案）を作成しましたので、意見を募集します。

閲覧・募集期間　11月12日（木）～12月2日（水）

閲覧・提出場所　議会事務局、各総合支所地域振興課（8時30分～17時15分、土・日曜日、祝日を除く）　※市ホームページにも掲載

意見を提出できる方　●市内在住または在勤、在学の方　●市内に事務所または事業所を有する方　●本市に納税義務のある方

意見の提出方法　閲覧場所に設置または市ホームページ掲載の意見書様式に記入の上、持参、郵送（当日消印有効）、ファックスまたはメールで提出

問い合わせ先　議会事務局（☎64・3177、Fax62・4949、メール gikai@city.tatsuno.lg.jp、〒679-4192 龍野町富永1005-1）

じんけん

人権文化の創造をめざして　―学ぼう人間の尊厳―　253

教職員人権教育研修会

本課では、教職員の指導力向上のため、夏季休業日を利用して県外の施設見学やフィールドワークなどを行っています。

7月24日（金）、京都府の柳原銀行記念資料館とウトロ平和祈念館の見学に約70人の教職員が参加しました。

【柳原銀行記念資料館】

京都市の柳原銀行記念資料館は、日本で唯一、被差別部落の住民が設立した銀行である柳原銀行の建物を保存した施設です。施設の中には、地域の歴史や文化、生活などに触れることができる貴重な資料が数多く展示されており、参加した教職員が熱心に見学する姿が見られました。

【ウトロ平和祈念館見学】

宇治市のウトロは、戦前に京都飛行場建設のために集められた在日朝鮮人労働者の集住地域です。ウトロ平和祈念館では、キム副館長の講演や館内見学により、当時の過酷な差別や貧困、強制退去の危機、ウトロ放火事件などについて学習しました。ウトロの人々の力強い生き方に共感するとともに、交流をすることの大切さについて再認識する機会となりました。

市内の小中学校では、部落差別をはじめさまざまな人権問題の解決をめざした授業を行っています。本研修会が、児童生徒の正しい知識と人権感覚、差別に立ち向かう実践行動につながる授業づくりに生かされています。

▼人権教育推進課（☎64・3182）



